

令和 8・9 年度 小千谷市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和 8 年 8 月
小 千 谷 市

令和 8・9 年度において、小千谷市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議(以下「競争入札等」といいます。)に参加しようとする方は、「小千谷市建設工事入札参加資格審査規程(平成元年告示第 21 号)」及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」といいます。)の審査(以下「資格審査」といいます。)の申請を行ってください。

【目次】

1	参加資格の種類(建設工事の種類) -----	P 2
2	資格審査申請をすることができる方 -----	P 2
3	電子入札利用環境の整備のお願い -----	P 4
4	参加資格の有効期間 -----	P 4
5	提出方法 -----	P 5
6	提出期間 -----	P 5
7	提出書類等 -----	P 5
8	入札参加資格の格付け等にかかる留意点 -----	P 13
9	参加資格の追加申請(業種追加)をする場合 -----	P 14
10	申請内容に変更等があった場合 -----	P 15
11	追加及び変更等の提出方法について -----	P 16

1 参加資格の種類（建設工事の種類）

1) 土木一式工事	11) 鋼構造物工事	21) 熱絶縁工事
2) 建築一式工事	12) 鉄筋工事	22) 電気通信工事
3) 大工工事	13) 舗装工事	23) 造園工事
4) 左官工事	14) しゅんせつ工事	24) さく井工事
5) とび・土工・コンクリート工事	15) 板金工事	25) 建具工事
6) 石工事	16) ガラス工事	26) 水道施設工事
7) 屋根工事	17) 塗装工事	27) 消防施設工事
8) 電気工事	18) 防水工事	28) 清掃施設工事
9) 管工事	19) 内装仕上工事	29) 法面処理工事※1
10) タイル・れんが・ブロック工事	20) 機械器具設置工事	30) 解体工事

※1 当市では、建設業法の許可業種(29業種)に加え、とび・土工・コンクリート工事の内訳としての「法面処理工事」についても参加資格の1業種として、とび・土工・コンクリート工事とは別に登録を受け付けておりますのでご注意ください。

2 資格審査申請をすることができる方

(1) 資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

ア 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が1年に満たない者

イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者

エ 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、市長が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者

カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を

- もって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ケ 暴力団員であると認められる者
- コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- シ 法人であって、その役員(その支店等の代表者を含む。スにおいて同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ス 法人であって、その役員のうちにケからサまでのいずれかに該当する者がある者
- セ 小千谷市の市税、新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者

(2) 次に掲げる国家資格者等の技術職員数が、「8 入札参加資格の格付け等に係る留意点－(1) 技術職員要件」の各業種の最低等級(土木一式はC級、建築一式工事はC級、電気・管工事はC級、舗装工事はB級)の技術職員数の要件を満たさない者(総合評価通知書の審査基準日現在で要件を満たさない者)は、該当の工事(土木一式、建築一式、電気、管、舗装)について資格審査申請をすることができません。

工事の種類	国家資格者等の種類
土木一式工事	1 級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。)とする者 2 級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る)
建築一式工事	1 級技術職員：一級建築施工管理技士、一級建築士 2 級技術職員：一級建築施工管理技士補、二級建築施工管理技士(種別を「建築」とするものに限る。)、二級建築士
電気工事	1 級技術職員：一級電気工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を電気電子部門、建築部門、又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とする者 2 級技術職員：一級電気工事施工管理技士補、二級電気工事施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士で電気工事に関し実務経験3年以上、電気主任技術者(第一種、第二種又は第三種)で電気工事に関し実務経験5年以上、建築設備士で電気工事に関し実務経験1年以上、計装で電気工事に関し実務経験1年以上の者

管工事	1 級技術職員：一級管工事施工管理技士、技術士のうち技術部門を機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。)上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。)とする者 2 級技術職員：一級管工事施工管理技士補、二級管工事施工管理技士、給水装置工事主任技術者で管工事に関し実務経験 1 年以上の者、職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を一級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、配管工若しくは建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を二級の冷凍空気調和機器施工、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管、配管工若しくは建築板金とするものに合格した後、管工事に関し実務経験 3 年以上(ただし、平成 16 年 4 月 1 日時点で合格していた者は実務経験 1 年以上)の者、建築設備士で管工事に関し実務経験 1 年以上、計装で管工事に関し実務経験 1 年以上の者
舗装工事	1 級技術職員：一級建設機械施工技士、一級土木施工管理技士、技術士のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」とするものに限る。)とする者 2 級技術職員：一級建設機械施工技士補、一級土木施工管理技士補、二級建設機械施工技士、二級土木施工管理技士(種別を「土木」とするものに限る。)

3 電子入札利用環境の整備のお願い

小千谷市では、新潟県電子入札システムを共同利用し、原則として入札を行う全ての建設工事について電子入札により行います。ついては、新潟県電子入札システムの利用環境を整備していない場合は、利用者登録等の事前準備をお願いします。詳しくは、市ホームページ「電子入札ポータルサイト」等をご覧ください。

なお、利用者登録番号交付申請書は、入札参加資格の申請書類と同時に提出いただいても構いません。このとき、まだ入札整理番号が付与されていない場合は、空欄で提出してください。

既に利用者登録をしている方は再度の利用者登録番号交付申請は不要です。ＩＣカードの名義人が変更になる場合は変更届出書を提出してください。

4 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日※ 2 から令和 10 年 3 月 31 日までです。

※ 2 令和 8 年 4 月 1 日以降に行う随時申請は入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

5 提出方法

市ホームページより「電子申請」により提出してください。事前のアカウント作成は不要です。

詳細は小千谷市ホームページ「令和8・9年度 小千谷市建設工事等入札参加資格審査」を参照してください。

なお、これによれない場合は別途お問い合わせください。

6 提出期間

定期申請に係る申請書等の提出期間は、小千谷市の休日を定める条例第2条に規定する休日を除いて次のとおりです。

(1) 定期申請 令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)まで

(2) 随時申請 令和8年4月1日(水)以降

7 提出書類等

◎：必ず提出してください。(記入すべき事項がない場合でも、白紙のまま提出してください。)

△：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

提出書類一覧	様式	対象事業者※3			備考 ※4
		市内 本店	市内 支店	市外 業者	
建設工事入札参加資格審査申請書 ※ 電子申請の場合は提出不要	第1号様式	◎	◎	◎	①
営業所(主たる営業所を除く)一覧表 ※ 電子申請の場合は提出不要	第2号様式	◎	◎	◎	②
委任状	任意様式	△	△	△	③
総合評定値通知書の写し		◎	◎	◎	④
技術職員数に関する書類 ※ 電子申請の場合は提出不要	第3号様式	◎	◎	◎	⑤
技術職員数一覧	第4号様式	△	△	△	⑥
暴力団等の排除に関する誓約書	第5号様式	◎	◎	◎	⑦
小千谷市の納税証明書(未納がないことの証明用)		◎	◎	×	⑧
新潟県の納税証明書(未納がないことの証明用)		◎	◎	△	⑨
法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことの証明用)		◎	◎	◎	⑩

建設業許可申請書 別紙2の写し		△	△	△	⑪
建退共等加入証明書の写し		△	△	△	⑫
建災防協会加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写し		△	△	△	⑬
経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し		△	△	△	⑭
業種ごとの職員の資格者証等の写し		△	△	△	⑮
建設業以外の新分野に進出していることを証する書類		△	×	×	⑯
障害者雇用状況報告書の写し等		△	△	△	⑰
新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し等		△	△	△	⑱
にいがた健康経営推進企業登録証の写し		△	△	△	⑲
協力雇用主としての登録に関する証明書の写し		△	△	△	⑳
消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し		△	△	×	㉑
インターンシップ等の受入れに関する証明書	第13号様式	△	△	×	㉒
新潟県SDGs推進企業登録制度登録証の写し又は 新潟県SDGs推進建設企業登録制度登録証の写し		△	△	△	㉓
若年者雇用状況申告書	第14号様式	△	△	×	㉔

※3 対象事業者

市内本店：小千谷市内に本店を有する者

市内支店：小千谷市外に本店を有するが、小千谷市内に支店等の営業所を有する者

市外業者：上記以外の者

※4 備考

① 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】

- ・様式の記入については、「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」を参考にしてください。

② 営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第2号様式】

- ・様式の記入については、「新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領」を参考にしてください。
- ・契約に係る権限を委任する支店等を記入してください。

③ 委任状【任意様式】

- ・契約に係る権限を営業所等の長に委任する場合に提出してください。
- ・委任した場合の入札参加業種は、受任者が有する建設業許可業種のみです。
- ・委任者、受任者とも押印は不要です。

④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下、総合評定値通知書という）の写し

- ・審査基準日が令和6年7月28日以降であり、有効かつ最新の総合評定値通知書であることが必要です。
- ・随時申請の場合は、申請しようとする日の1年7ヶ月前の日以降の通知書であることが必要です。

⑤ 技術職員数に関する書類【第3号様式】

（1）土木一式、建築一式、電気、管又は舗装工事の技術職員数

- ・④の審査基準日における技術職員数が経営事項審査と異なる者の要件を満たす（※5）場合のみ、技術職員数の補正を希望することができます。
- ・補正が可能な技術職員の資格は「技術職員数一覧【第4号様式】」に記載されているものに限られますので、御注意ください。
- ・補正を希望する場合には、次の書類が必要となりますので、詳しくは各書類の記載を御確認ください。

⑥ 技術職員数一覧【第4号様式】

- ⑭ 経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し
- ⑮ 業種ごとの職員の資格者証等の写し

※5 ④の審査基準日現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる以下の場合のみ、補正を希望することができます。退職等により審査基準日時点と資格審査申請日時点の人数が異なることによる補正はできません。

- ・経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限（2業種まで）に該当する場合
- ・経営事項審査における技術職員区分「その他」又は「監理補佐」に区分される資格の一部が、小千谷市の取扱いでは2級に区分される場合

（2）労働福祉の状況

- ・建退共等加入の有無欄に「1」を記入したが④で建退共等の加入を確認できない場合、⑫の加入証明書の写しを提出してください。
- ・建災防協会加入の有無欄に「1」を記入した場合、⑬の加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写しを提出してください。

⑥ 技術職員数一覧【第4号様式】

- ・④の審査基準日における土木一式、建築一式、電気、管又は舗装工事の技術職員数が経営事項審査と異なる者の要件を満たす（※6）者で、かつ、⑤の【第3号様式】において、当該業種の技術職員数の補正を希望する者のみ提出してください。
- ・申請の際には⑭及び⑮を提出してください。詳しくは各書類の記載を御確認ください。

※6 ④の審査基準日現在の1、2級技術職員数と総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる以下の場合のみ、補正を希望することができます。退職等により審査基準日時点と資格審査申請日時点の人数が異なることによる補正はできません。

- ・経営事項審査での技術職員の資格要件の重複計上の制限(2業種まで)に該当する場合
- ・経営事項審査における技術職員区分「その他」又は「監理補佐」に区分される資格の一部が、小千谷市の取扱いでは2級に区分される場合

⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書【第5号様式】

- ・記載内容を確認のうえ住所(所在地)、商号又は名称、代表者職・氏名を記入してください。

⑧ 小千谷市の納税証明書(未納がないことの証明用)

- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑨ 新潟県の納税証明書(未納がないことの証明用)

- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。

⑩ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことの証明用)

- ・法人の場合は、納税証明書「その3の3」、個人の場合は、納税証明書「その3の2」です。
- ・写しを可としますが、申請書提出日から起算して3か月以内に証明されたものを提出してください。
- ・電子納税証明書を印刷した書類の提出も可とします。

⑪ 建設業許可申請書 別紙2の写し

- ・小千谷市との建設工事請負契約締結権限を支店等に委任する場合のみ、提出してください。

⑫ 建退共等加入証明書の写し

- ・⑤の【第3号様式】で建退共等加入の有無欄に「1」とした場合で、④の総合評定値通知書で加入の事実が確認できない者のみ要提出

⑬ 建災防協会加入証明書又は当年度の年会費の領収書等の写し

- ・⑤の【第3号様式】で建災防協会加入の有無欄に「1」を記入した者のみ要提出

⑭ 経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し

- ・⑤の【第3号様式】において技術職員数の補正を希望する者のみ要提出
※ 補正対象となる技術職員名及び資格コードにマーキング等を施してください。

⑮ 業種ごとの職員の資格者証等の写し

- ・⑤の【第3号様式】において技術職員数の補正を希望する者のみ要提出
- ・⑥の【第4号様式】に記載した業種ごとの職員の資格者証等の写しを提出してください。実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書(様式第9号)の写しを提出してください。資格者証等は、同一の資格であっても業種ごとに提出してください。

※ ⑭の経営事項審査において既に審査済の資格については提出不要です。

【主観点項目⑯～⑳】

⑯ 建設業以外の新分野に進出していることを証する書類

- ・「市内に本店を有する者」で新分野への進出状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・日本標準産業分類で建設業以外の分野(大分類を異にする事業)へ進出し、令和6年2月1日から令和8年1月31日まで(以下「対象期間」という。)の間に500万円以上の支出(対象期間以前に開始した新分野の事業に関しては対象期間中に行った追加投資等の新たな支出〔事業継続のための必要経費の支出は除く〕に限る)を行った新分野進出主観点希望者は、新分野進出の形態に応じて、下表の書類を提出してください。
- ・新分野進出「有」と認められた業者には、新分野進出による加点から2年を経過する日が属する入札参加資格の有効期限まで主観点を20点付与します。

自らの会社での進出	新会社設立(単独又は共同出資)
	(1) 新分野に進出した新会社の登記事項証明書(写し可)
(1) 定款(個人事業主の場合は不要)	(2) 新分野に進出した新会社の定款(個人業主の場合は不要)
(2) 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類(いずれか一つ) ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・企業紹介パンフレット等	(3) 次に掲げる新分野に進出した日及び事業内容を証する書類(いずれか一つ) ・株主総会、取締役会等の議事録の写し ・該当の新分野に進出したことを取り上げた新聞記事等 ・新会社の企業紹介パンフレット等
(3) 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し(いずれか一つ) ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの	(4) 500万円以上支出したことを証する次の書類の写し(いずれか一つ) ・契約書、領収書、振込通知書等 ・その他、現金出納帳等支出したことが確認できるもの

※ 主観点項目申請時の注意事項について

1. 主観点の申請(⑯～㉔)は、申請区分が「1(新規)」又は「2(継続)」の場合に限られます。
2. 1の申請の際に主観点の申請漏れがあってもその後に追加で申請を行うことはできません。
3. 個人情報を含む書類の提出に当たっては、本人の同意を得てください。
提出された書類は、主観点算出のために使用し、他の目的に使用することはありません。

⑰ 障害者雇用状況報告書の写し等

- ・ 障害者の雇用状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・ 下記（１）（２）のいずれかに当てはまる障害者雇用に係る主観点希望者は、下表の書類を提出してください。
- ・ 障害者雇用「有」と認められた場合は主観点を 10 点付与します。

（１）資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務があり（常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者をいう。）、法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している者

（２）資格審査申請日直前の 6 月 1 日現在において、雇用状況報告義務はないが資格審査申請日現在において 1 人以上の障害者を雇用している者

（１）雇用状況報告義務がある者	（２）雇用状況報告義務がない者
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)第 43 条第 7 項及び同法施行規則第 8 条に規定する障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。 なお、合併等による新設会社のため、資格審査申請日現在、まだ当該報告書の提出を行っていない方については、合併前のそれぞれの会社(常用労働者数から除外率により除外すべき労働者を控除した数が 40 人以上の者)における当該障害者雇用状況報告書の写し（労働局の受付印あり）を提出してください。 ※電子申請で上記報告を行った場合は、審査が完了したことがわかるような電子申請システムの画面の写しを提出してください。 ※法定雇用率を下回っている場合は提出不要です。また、第 1 号様式の記載欄も該当有「1」とはできません。	雇用している障害者の方の障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する以下のいずれかの書類の写しを提出してください。 ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・ 雇用保険被保険者証 ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 ・ 賃金台帳 など ※保険者番号及び被保険者等記号番号にマスキングを施してください。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

⑱ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し等

- ・ 男女共同参画の推進状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・ 「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」の認定又はゴールド認定を受けている場合や、これに加えて、下表の（３）・（４）に該当する場合は、「新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（ゴールド）認定証の写し」や、下表（３）・（４）に記載の書類を提出してください。
- ・ （１）又は（２）のみで、主観点希望は可能ですが、（１）又は（２）を受けずに（３）・（４）の主観点を希望することは出来ません。
- ・ （１）は 5 点、（２）は 10 点を付与します。さらに（３）・（４）にも該当する場合はそれぞれ 5 点付与します。

項目	提出書類
(1) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業の認定を受けている者	・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定証の写し ※(1)(2)はいずれか一方の提出
(2) 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業のゴールド認定を受けている者	・新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業ゴールド認定証の写し ※(1)(2)はいずれか一方の提出
(3) 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに基づく主任技術者となる資格を有する者。ただし、法人役員及び個人事業主を除く。）を1名以上雇用している者	・経営事項審査の申請の際に添付した技術職員名簿の写し ・資格確認書等の写し （性別が確認できる書類） ※保険者番号及び被保険者等記号番号にマスキングを施してください。
(4) 資格申請日現在において、「新潟県妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度利用奨励金交付要綱別表1」の要件を満たす有給休暇制度を整備している者	・新潟県福祉保健部子ども家庭課が発行する「妊娠・出産・子育て関連有給休暇制度整備に関する証明書（※）」の写し ※新潟県建設工事入札参加資格審査申請要領第16号様式の写し

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

⑱ にいがた健康経営推進企業登録証の写し

- ・健康づくりの取組の推進状況に係る主観点希望者のみ提出してください。
- ・資格審査申請日現在において、「にいがた健康経営推進企業登録事業実施要領」に基づくにいがた健康経営推進企業に登録されている当該主観点希望者は、「にいがた健康経営推進企業登録証の写し」を提出してください。
- ・健康づくりの取組の推進状況「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

⑳ 協力雇用主としての登録に関する証明書の写し

- ・協力雇用主の登録状況に係る主観点希望者のみ提出してください。
- ・令和8年1月31日現在において、協力雇用主（※）として新潟保護観察所に登録されている当該主観点希望者は、新潟保護観察所が発行する協力雇用主としての登録に関する証明書（申請日前1年以内に発行されたもの）を提出してください。
- ・協力雇用主の登録状況「有」と認められた場合は、主観点を5点付与します。
- ・証明書の発行にあたっては、新潟保護観察所のホームページから申請書をダウンロードし、新潟保護観察所に提出してください。

※ 犯罪や非行を起こした刑務所出所者等の自立及び社会復帰のためそれらの人を雇用し、後世に協力する事業主のことをいいます。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

⑳ 消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し

- ・消防団協力事務所の認定状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・資格審査申請日現在において、小千谷市の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている当該主観点希望者は、「消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し」を提出してください。
- ・消防団協力事業所認定「有」と認められた場合は主観点を 10 点付与します。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

㉑ インターンシップ等の受入れに関する証明書【第 13 号様式】

- ・就業体験(インターンシップ)又は職場実習(デュアルシステム)に関する機会の提供状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・令和 6 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の間に、高校生以上の生徒・学生(専門学校生徒・学生を含む)を対象とした、就業体験(インターンシップ)又は専門の実践的な技術及び技能の習得を目指す職場実習(デュアルシステム)の受入れを、小千谷市内の営業所で行った当該主観点希望者は、学校等が発行するインターンシップ等の受入れに関する証明書を提出してください。
- ・就業体験又は職場実習に関する機会の提供「有」と認められた場合は、主観点を 10 点付与します。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

㉒ 新潟県 SDGs 推進企業登録制度登録証の写し又は新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度登録証の写し

- ・新潟県 SDGs 推進企業の登録状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・資格審査申請日現在において、「新潟県 SDGs 推進企業」又は「新潟県 SDGs 推進建設企業」の登録を完了している当該主観点希望者は、「新潟県 SDGs 推進企業登録制度登録証の写し」又は「新潟県 SDGs 推進建設企業登録制度登録証の写し」を提出してください。
- ・新潟県 SDGs 推進企業登録「有」と認められた場合は、主観点を 5 点付与します。

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑯の※にあるとおりです。

㉓ 若年者雇用状況申告書【第 14 号様式】

- ・若年者の雇用状況に係る主観点を希望する場合は提出してください。
- ・令和 4 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日の間に小千谷市内の営業所で若年者(採用時 35 歳未満の者をいいます。以下同じです。)を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用(*)し、かつ、当該者を資格審査申請日まで継続して雇用し、かつ、当該者が資格審査申請日現在において小千谷市内の営業所に勤務している若年者雇用に係る主観点希望者は、若年者雇用状況申告書【第 14 号様式】を提出し、下記の書類を提出してください。
- ・若年者雇用「有」と認められた場合は主観点を 10 点、(1) 当該者が技術者又は技能労働者の場合追加で 5 点、(2) 当該者が小千谷市に住所を有する場合追加で 5 点(合わせて最大 20 点)を付与します。

※ 「雇用期間の定めのない職員」とは、パートタイマー、アルバイト、日雇い等を除く正規職員が該当します。

「小千谷市内の営業所で若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用」とは、若年者を雇用期間の定めのない常勤職員として新たに採用し、採用日(採用通知日ではありません。)現在において、小千谷市内の営業所に勤務していることをいいます。(採用を行った者は小千谷市内の営業所でなくても構いません。)

※ 主観点の申請に関する注意事項は、⑩の※にあるとおりです。

＜提出資料＞

・「若年者雇用状況申告書」に以下の書類を添付の上、提出してください。

書類	備考
(1) 資格確認書の写し [事業所名、資格取得年月日が記載のもの]	いずれか一つ
(2) 健康保険・厚生年金被保険者資格標準報酬決定通知書の写し	
(3) 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し	
(4) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	必須
(5) 雇用契約書又は労働条件通知書(労働基準法第15条)の写し [勤務地、雇用期間の定めのないこと及び職種が確認できるもの]	
(6) 賃金台帳又は源泉徴収簿の写し [資格審査申請日の属する月の前月に係る支払分]	
(7) 資格審査申請日現在における勤務地が確認できる出勤簿等の書類の写し [採用日時点と申請日現在の勤務地が異なる場合のみ]	該当する場合のみ (1)～(6)で確認できる場合は不要
(8) 資格審査申請日現在における職種が確認できる書類の写し [採用日時点と申請日現在の職種が異なる場合のみ]	
(9) 資格審査申請日現在における雇用者の小千谷市在住状況が確認できる書類(住民票等)の写し[雇用者が小千谷市に住所を有する場合のみ]	

※ 上記(1)から(3)の書類を提出する際、保険者番号及び被保険者等記号番号にマスキングを施してください。

※ やむを得ない理由により上記(1)から(3)の書類を添付できない場合は常勤性を確認できる書類、上記(4)の書類を添付できない場合は採用日を確認できる書類、上記(8)の書類を添付できない場合は申請日現在における職種を代表者が証明する書類をそれぞれ添付してください。

※ 対象となる若年者が複数人いる場合、「若年者雇用状況申告書」は1人分について記載し提出してください。この場合、技術者又は技能労働者及び小千谷市に住所を有する者を優先して記載してください。

8 入札参加資格の格付け等にかかる留意点

(1) 技術職員要件

資格審査申請における土木一式、建築一式、電気、管及び舗装工事(以下「該当工事」という。以下同じ。)の技術職員とする資格の種類は、「2 資格審査申請をすることができる方(2)」に掲げているとおりです。

また、審査後の入札参加資格の格付けは、入札参加資格の審査基準日(令和8・9年度建設工事入札参加資格審査の定期申請に係る基準日は令和8年2月27日)の直

前に取得した経営事項審査の総合評定値に主観点を加算して得た「総合評点」、以下の表の各等級に対応する「1級技術職員数」及び「1、2級技術職員の合計数」を基に行い、これらのすべての要件を満たしていることが必要ですので、技術職員数の記載に漏れがないよう留意してください。

ただし、該当工事の技術職員数の補正を希望する方が「技術職員数等に関する書類」【第3号様式】、「技術職員数一覧」【第4号様式】を提出し、その内容が適当と認められた場合には補正後の技術職員数に基づいて格付を行います

なお、総合評点については、令和8・9年度入札参加資格の定期申請に基づく審査結果の取りまとめ後(令和8年3月下旬予定)に決定しますので、以下の表に記載していません。

○土木一式工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	5人以上	15人以上
B	1人以上	5人以上
C		1人以上

○建築一式工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	2人以上	5人以上
B	1人以上	3人以上
C		1人以上

○電気工事及び管工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	1人以上	2人以上
B		1人以上
C		1人以上

○舗装工事

等級	1級技術職員数	1、2級技術職員合計数
A	1人以上	15人以上
B		5人以上

9 参加資格の追加申請(業種追加)をする場合

参加資格の追加申請(業種追加)をする場合は、「7 提出書類等」のうち、以下のものを提出してください。

・建設工事入札参加資格審査申請書	【第1号様式】※電子申請の場合は提出不要
・営業所(主たる営業所を除く)一覧表	【第2号様式】※電子申請の場合は提出不要
・技術職員数に関する書類	【第3号様式】
・技術職員数一覧	【第4号様式】
・総合評定通知書の写し	

10 申請内容に変更等があった場合

(1) 申請書等を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第7号様式】に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し (登記している者に限る。以下同じ。)
② 営業所の名称、所在地 又は電話番号	建設業許可の変更届出書(許可行政庁の受付印等のあるものに限る。以下同じ。)の写し。所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写し
③ 法人の代表者(又はその氏名)	法人の登記事項証明書若しくはその写し又は建設業許可の変更届出書の写し(契約締結権限を営業所に委任している場合は委任状も添付)
④ 代理人(又はその氏名)	新たな代理人に対する委任状
⑤ 建設業の許可の区分	建設業の許可通知書の写し ※ 許可業種の追加又は廃止の場合は不要 (別途、必要に応じて業種追加申請や廃業等届出書【第8号様式】の提出が必要)
⑥ 小千谷市内での営業所の新設 又は廃止	・新設の場合は、「建設業許可申請書別紙2の写し」又は「建設業許可の変更届出書の写し」及び「営業所(主たる営業所を除く)一覧表【第2号様式】」に新設する営業所について記載したもの ・廃止の場合は、添付資料は不要

(2) 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散し、又は事業の譲渡、会社分割等を行った時は、次のとおりとなります。

ア 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

イ 参加資格が認定された後の場合

(ア) 参加資格の継続を希望する場合

建設工事入札参加資格承継申請書【第6号様式】を提出してください。内容を審査の上、適当と認められれば入札参加資格が承継されます。

(イ) 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第8号様式】を提出してください。

(3) 新潟県電子入札システムに登録するＩＣカードの名義人が変更となった場合
(参考)

上記届出書等を提出した場合であっても、旧名義人のＩＣカードを使って入札書の提出はできません。必ず、新しい名義人となっているＩＣカードを使用して入札書の提出を行ってください。

ＩＣカード購入手続中である等の場合は、紙入札で対応することとなりますので早めにご相談ください。また、入札手続中に、新しい名義人のＩＣカードへ変更した場合や、ＩＣカードの有効期限切れ等により新しいＩＣカードへ更新したい場合は、変更及び更新の時期によって、開札が適正に実行されないおそれがありますので、事前に小千谷市企画政策課までお問い合わせください。

11 追加及び変更等の提出方法について

9による追加申請及び10(1)による変更申請の場合

- ・市ホームページより「電子申請」により提出してください。事前のアカウント作成は不要です。
- ・詳細は小千谷市ホームページ「令和8・9年度 小千谷市建設工事等入札参加資格審査」を参照してください。
- ・なお、これによれない場合は別途お問い合わせください。

10(2)による変更申請の場合

- ・郵送や直接持参により、正本1部を提出してください。